

令和2年度 京都府の市町村国保の状況

市町村名	被保険者数 平均 (人)	1人当たり 医療費 (円)	1人当たり 保険料調定額 (円) ※1	保険料 現年度収納率 (%)	1人当たり 所得 (円) ※2
京都市	297,583	365,581	72,155	95.72	624,501
福知山市	14,062	424,790	85,631	96.26	514,113
舞鶴市	16,470	403,913	76,477	96.62	497,859
綾部市	7,339	397,363	68,391	96.81	429,198
宇治市	37,944	391,994	78,363	95.11	530,929
宮津市	4,607	382,215	78,232	96.36	516,809
亀岡市	19,213	403,404	76,432	95.62	478,581
城陽市	17,045	415,441	81,831	95.65	512,801
向日市	10,603	398,661	90,688	96.06	660,296
長岡京市	14,417	403,367	90,414	97.03	694,744
八幡市	16,375	373,451	81,864	93.75	559,455
京田辺市	12,652	378,724	85,861	96.98	634,102
京丹後市	13,457	391,353	81,244	96.29	511,011
南丹市	7,170	402,815	80,187	95.76	495,776
木津川市	15,199	374,474	89,433	96.77	607,671
大山崎町	2,880	365,965	86,629	97.34	582,696
久御山町	3,783	392,088	100,534	94.72	713,722
井手町	1,738	361,946	77,749	93.25	436,823
宇治田原町	2,100	365,462	89,564	96.66	638,537
笠置町	371	476,508	63,213	95.27	447,965
和束町	1,312	348,652	81,501	95.99	479,668
精華町	6,547	381,350	91,996	97.97	606,681
南山城村	780	432,518	77,100	98.99	524,168
伊根町	641	368,244	56,457	98.97	489,687
京丹波町	3,563	424,943	76,379	96.80	472,721
与謝野町	5,078	395,928	83,738	97.01	498,964
京都府	532,929	378,582	76,621	95.86	544,595
全国(R1)	27,196,328	378,939	89,025	92.92	695,023

※1 「保険料調定額」には、介護納付金分を含んでいない。

※2 「所得」とは、旧ただし書所得(総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額から基礎控除を除いた金額)である。(一般被保険者のみ)

国民健康保険 被保険者数

格差 約789倍

30年度		
1	笠置町	397
2	伊根町	642
3	南山城村	848
4	和束町	1,459
5	井手町	1,894
6	宇治田原町	2,287
7	大山崎町	3,030
8	京丹波町	3,810
9	久御山町	4,295
10	宮津市	4,922
11	与謝野町	5,477
12	精華町	6,838
13	南丹市	7,623
14	綾部市	7,821
15	向日市	11,535
16	京田辺市	13,539
17	京丹後市	14,680
18	福知山市	15,084
19	長岡京市	15,393
20	木津川市	15,727
21	八幡市	17,605
22	舞鶴市	17,824
23	城陽市	18,562
24	亀岡市	20,145
25	宇治市	40,335
26	京都市	313,134
	市計	533,929
	町村計	30,977
	市町村計	564,906

格差 約788倍

R元年度		
1	笠置町	385
2	伊根町	642
3	南山城村	814
4	和束町	1,380
5	井手町	1,802
6	宇治田原町	2,177
7	大山崎町	2,920
8	京丹波町	3,680
9	久御山町	4,013
10	宮津市	4,745
11	与謝野町	5,254
12	精華町	6,665
13	南丹市	7,334
14	綾部市	7,528
15	向日市	10,899
16	京田辺市	13,027
17	京丹後市	13,941
18	福知山市	14,513
19	長岡京市	14,773
20	木津川市	15,319
21	八幡市	16,826
22	舞鶴市	17,030
23	城陽市	17,659
24	亀岡市	19,579
25	宇治市	38,803
26	京都市	303,432
	市計	515,408
	町村計	29,732
	市町村計	545,140

格差 約802倍

R2年度		
1	笠置町	371
2	伊根町	641
3	南山城村	780
4	和束町	1,312
5	井手町	1,738
6	宇治田原町	2,100
7	大山崎町	2,880
8	京丹波町	3,563
9	久御山町	3,783
10	宮津市	4,607
11	与謝野町	5,078
12	精華町	6,547
13	南丹市	7,170
14	綾部市	7,339
15	向日市	10,603
16	京田辺市	12,652
17	京丹後市	13,457
18	福知山市	14,062
19	長岡京市	14,417
20	木津川市	15,199
21	八幡市	16,375
22	舞鶴市	16,470
23	城陽市	17,045
24	亀岡市	19,213
25	宇治市	37,944
26	京都市	297,583
	市計	504,136
	町村計	28,793
	市町村計	532,929

(R2年報速報数値)

国民健康保険 1人当たり医療費

格差 約1.19倍

格差 約1.24倍

格差 約1.36倍

30年度		
1	南 山 城 村	345,089
2	大 山 崎 町	354,998
3	井 手 町	365,577
4	京 都 市	367,798
5	与 謝 野 町	369,321
6	木 津 川 市	370,425
7	京 丹 後 市	377,220
8	八 幡 市	377,842
9	和 東 町	380,514
10	舞 鶴 市	383,080
11	精 華 町	387,187
12	久 御 山 町	388,410
13	亀 岡 市	389,555
14	宇 治 田 原 町	389,659
15	伊 根 町	389,866
16	宇 治 市	390,083
17	京 田 辺 市	392,888
18	京 丹 波 町	401,931
19	南 丹 市	403,645
20	福 知 山 市	404,347
21	綾 部 市	404,573
22	宮 津 市	404,765
23	長 岡 京 市	406,043
24	向 日 市	411,007
25	城 陽 市	412,006
26	笠 置 町	413,828
	市 平 均	378,113
	町 村 平 均	380,654
	市 町 村 平 均	378,252

R元年度		
1	大 山 崎 町	354,996
2	井 手 町	364,472
3	和 東 町	369,746
4	南 山 城 村	370,053
5	与 謝 野 町	376,239
6	京 都 市	377,479
7	木 津 川 市	378,363
8	京 丹 後 市	379,334
9	精 華 町	386,783
10	宮 津 市	388,400
11	八 幡 市	389,010
12	宇 治 田 原 町	394,914
13	伊 根 町	396,713
14	京 田 辺 市	399,939
15	舞 鶴 市	400,554
16	宇 治 市	407,469
17	笠 置 町	411,879
18	長 岡 京 市	413,449
19	亀 岡 市	413,604
20	南 丹 市	414,441
21	久 御 山 町	415,862
22	京 丹 波 町	423,156
23	綾 部 市	424,244
24	向 日 市	429,300
25	福 知 山 市	432,876
26	城 陽 市	442,786
	市 平 均	390,126
	町 村 平 均	388,758
	市 町 村 平 均	390,051

R2年度		
1	和 東 町	348,652
2	井 手 町	361,946
3	宇 治 田 原 町	365,462
4	京 都 市	365,581
5	大 山 崎 町	365,965
6	伊 根 町	368,244
7	八 幡 市	373,451
8	木 津 川 市	374,474
9	京 田 辺 市	378,724
10	精 華 町	381,350
11	宮 津 市	382,215
12	京 丹 後 市	391,353
13	宇 治 市	391,994
14	久 御 山 町	392,088
15	与 謝 野 町	395,928
16	綾 部 市	397,363
17	向 日 市	398,661
18	南 丹 市	402,815
19	長 岡 京 市	403,367
20	亀 岡 市	403,404
21	舞 鶴 市	403,913
22	城 陽 市	415,441
23	福 知 山 市	424,790
24	京 丹 波 町	424,943
25	南 山 城 村	432,518
26	笠 置 町	476,508
	市 平 均	378,062
	町 村 平 均	387,688
	市 町 村 平 均	378,582

(R2年報速報数値)

国民健康保険 1人当たり保険料調定額

格差 約1.76倍

格差 約1.78倍

格差 約1.78倍

30年度		
1	伊根町	55,491
2	笠置町	63,164
3	綾部市	67,051
4	宮津市	68,993
5	南丹市	72,829
6	与謝野町	73,926
7	舞鶴市	73,989
8	京都市	74,082
9	京丹波町	74,424
10	京丹後市	74,490
11	亀岡市	76,914
12	宇治市	78,220
13	京田辺市	79,426
14	井手町	79,427
15	福知山市	80,514
16	大山崎町	83,059
17	八幡市	83,743
18	城陽市	85,430
19	向日市	85,512
20	南山城村	87,544
21	宇治田原町	89,618
22	長岡京市	90,026
23	木津川市	90,711
24	精華町	94,786
25	久御山町	97,904
26	和束町	98,083
	市平均	76,568
	町村平均	85,295
	市町村平均	77,047

R元年度		
1	伊根町	58,944
2	笠置町	63,836
3	綾部市	68,335
4	舞鶴市	74,702
5	京都市	74,963
6	京丹波町	76,565
7	亀岡市	77,563
8	宮津市	78,149
9	与謝野町	78,623
10	宇治市	78,942
11	南丹市	79,601
12	井手町	81,503
13	南山城村	81,715
14	京丹後市	82,123
15	福知山市	82,560
16	京田辺市	83,566
17	八幡市	84,219
18	大山崎町	85,191
19	城陽市	85,607
20	木津川市	90,226
21	向日市	91,173
22	和束町	91,221
23	長岡京市	92,079
24	宇治田原町	92,754
25	精華町	94,135
26	久御山町	101,479
	市平均	77,930
	町村平均	86,795
	市町村平均	78,414

R2年度		
1	伊根町	56,457
2	笠置町	63,213
3	綾部市	68,391
4	京都市	72,155
5	京丹波町	76,379
6	亀岡市	76,432
7	舞鶴市	76,477
8	南山城村	77,100
9	井手町	77,749
10	宮津市	78,232
11	宇治市	78,363
12	南丹市	80,187
13	京丹後市	81,244
14	和束町	81,501
15	城陽市	81,831
16	八幡市	81,864
17	与謝野町	83,738
18	福知山市	85,631
19	京田辺市	85,861
20	大山崎町	86,629
21	木津川市	89,433
22	宇治田原町	89,564
23	長岡京市	90,414
24	向日市	90,688
25	精華町	91,996
26	久御山町	100,534
	市平均	76,079
	町村平均	86,111
	市町村平均	76,621

(R2年報速報数値)

国民健康保険料(税)収納率速報値

— 全被保険者・現年度分 —

◎R2年度:速報値

保険者名	H30			R1			R2		
	(%)	対前年度	収納率順位	(%)	対前年度	収納率順位	(%)	対前年度	収納率順位
京都市	94.50	0.37	21	94.56	0.06	21	95.72	1.16	19
福知山市	94.44	0.20	22	94.46	0.02	22	96.26	1.80	15
舞鶴市	94.72	0.20	20	95.54	0.82	16	96.62	1.08	12
綾部市	96.12	▲0.09	14	96.57	0.45	6	96.81	0.24	8
宇治市	94.27	0.15	23	93.45	▲0.82	24	95.11	1.66	23
宮津市	96.41	0.58	10	96.13	▲0.28	11	96.36	0.23	13
亀岡市	94.82	1.59	18	94.91	0.09	19	95.62	0.71	21
城陽市	94.78	0.03	19	94.95	0.17	18	95.65	0.70	20
向日市	96.76	0.50	5	96.43	▲0.33	8	96.06	▲0.37	16
長岡京市	95.87	0.41	15	95.95	0.08	13	97.03	1.08	5
八幡市	93.14	▲0.04	25	93.01	▲0.13	25	93.75	0.74	25
京田辺市	96.47	0.12	9	96.33	▲0.14	9	96.98	0.66	7
京丹後市	96.15	▲0.01	13	95.96	▲0.19	12	96.29	0.33	14
南丹市	95.73	0.48	16	95.43	▲0.30	17	95.76	0.33	18
木津川市	96.19	0.37	12	96.53	0.34	7	96.77	0.24	10
市計	94.77	0.36		94.78	0.01		95.81	1.03	
大山崎町	96.65	▲0.80	7	97.37	0.72	3	97.34	▲0.03	4
久御山町	94.19	0.58	24	94.29	0.10	23	94.72	0.43	24
井手町	92.72	▲0.68	26	92.51	▲0.21	26	93.25	0.74	26
宇治田原町	95.72	▲0.25	17	95.91	0.19	14	96.66	0.75	11
笠置町	96.74	3.06	6	94.71	▲2.03	20	95.27	0.56	22
和束町	97.10	1.19	3	95.73	▲1.37	15	95.99	0.26	17
精華町	97.38	0.45	2	97.38	0.00	2	97.97	0.59	3
南山城村	96.60	▲1.10	8	96.95	0.35	5	98.99	2.04	1
伊根町	97.68	▲0.04	1	98.16	0.48	1	98.97	0.81	2
京丹波町	97.04	1.39	4	97.19	0.15	4	96.80	▲0.39	9
与謝野町	96.27	0.12	11	96.18	▲0.09	10	97.01	0.83	6
町村計	96.16	0.29		96.18	0.02	10	96.69	0.51	
市町村計	94.85	0.35		94.86	0.01		95.86	1.00	

※1 分母から居所不明者分調定額を除き、小数点第3位四捨五入

※2 網掛けは、京都地方税機構参加23市町村(南丹市はH26.4、亀岡市及び八幡市はH30.4、宇治市はR2.4に移管、長岡京市はR3.4に移管)

保険者別保険料(税)の賦課状況【医療分】(市町村)

区分	賦課 算定 方式		賦課限度額 (千円)				保 険 料 (税) 率													
	保険料 (税)の別		所得割(%)				資産割(%)				均等割(円)				平等割(円)					
	料	税	H30	R01	R02	R03	H30	R01	R02	R03	H30	R01	R02	R03	H30	R01	R02	R03		
京都府	市	○	—	580	610	630	630	7.56	7.56	7.56	7.56	—	—	—	24,360	24,360	24,360	16,490	16,490	16,490
福知山市	市	○	—	580	610	630	630	8.32	8.32	8.32	8.32	—	—	—	24,800	24,800	24,800	17,200	17,200	17,200
舞鶴市	市	○	—	580	610	630	630	7.47	7.37	7.44	7.17	—	—	—	18,900	18,900	19,300	20,800	20,800	21,300
綾部市	市	○	—	580	610	630	630	7.10	7.10	7.10	7.10	—	—	—	20,400	20,400	20,400	14,500	14,500	14,500
宇治市	市	○	—	580	610	630	630	7.56	7.56	7.56	7.29	—	—	—	25,400	25,400	25,400	17,500	17,500	17,100
宮津市	市	○	○	580	610	630	630	4.90	5.50	5.60	4.90	25.00	30.40	28.40	20,600	24,200	24,000	14,600	17,200	14,800
亀岡市	市	○	—	580	610	630	630	7.27	7.27	7.27	7.27	—	—	—	24,500	24,500	24,500	16,920	16,920	16,920
城陽市	市	○	—	580	610	630	630	8.09	8.09	7.77	7.08	—	—	—	22,150	22,150	21,380	25,210	23,740	21,720
向日市	市	○	—	580	610	630	630	7.40	7.80	8.10	7.80	—	—	—	28,410	30,200	30,120	20,560	21,600	19,200
長岡京市	市	○	—	580	610	630	630	7.30	7.30	7.30	7.10	—	—	—	28,600	28,600	28,600	19,900	19,900	19,900
八幡市	市	○	—	580	610	630	630	7.66	7.66	7.40	7.06	—	—	—	25,639	25,639	25,851	18,746	18,746	16,432
京田辺市	市	—	○	580	610	630	630	6.20	6.31	6.61	6.84	—	—	—	26,700	27,330	28,632	21,400	21,652	24,521
京丹後市	市	—	○	580	610	630	630	6.27	6.54	6.54	6.54	18.04	19.10	19.10	20,000	21,200	21,200	21,200	22,400	22,400
南丹市	市	—	○	580	610	630	630	6.74	7.12	7.12	7.12	—	—	—	21,500	24,300	24,300	20,800	23,000	23,000
木津川市	市	—	○	580	610	630	630	8.00	8.00	8.00	8.00	—	—	—	26,000	26,000	26,000	21,000	21,000	21,000
大山崎町	町	—	○	580	610	630	630	7.02	7.02	6.39	6.39	—	—	—	23,600	23,600	26,800	16,300	16,300	18,500
久御山町	町	—	○	580	610	630	630	7.41	7.41	7.41	7.41	—	—	—	29,993	29,993	29,993	24,362	24,362	24,362
井手町	町	—	○	580	610	630	630	6.20	6.20	6.20	6.20	39.00	39.00	39.00	26,600	26,600	26,600	29,400	29,400	29,400
宇治田原町	町	—	○	580	610	630	630	5.33	5.33	5.41	5.41	10.40	10.40	10.40	25,500	25,500	26,300	22,600	22,600	20,300
笠置町	町	—	○	580	610	630	630	4.00	4.00	4.00	3.00	20.00	20.00	20.00	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
和束町	町	—	○	580	610	630	630	7.00	7.00	7.00	7.00	22.00	22.00	22.00	26,000	26,000	26,000	30,000	30,000	30,000
精華町	町	—	○	580	610	630	630	7.85	7.85	7.85	7.85	—	—	—	26,000	26,000	26,000	25,000	25,000	25,000
南山城村	村	—	○	580	610	630	630	6.00	6.00	6.00	6.30	10.00	10.00	10.00	23,200	23,200	23,200	21,100	21,100	21,100
伊根町	町	—	○	580	610	630	630	3.90	4.30	3.90	4.20	—	—	—	11,800	11,800	11,700	12,200	12,500	12,200
京丹波町	町	—	○	580	610	630	630	6.70	6.70	6.70	6.70	32.00	32.00	32.00	24,900	24,900	24,900	19,200	19,200	19,200
与謝野町	町	—	○	580	610	630	630	5.30	5.60	5.60	4.90	28.20	32.20	29.00	21,700	23,600	23,600	17,600	17,600	15,600

注：賦課算定方式の「4」は所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を合わせて賦課しているもの、「3」は所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を合わせて賦課しているもの

保険者別保険料(税)の賦課状況【後期高齢者支援分】(市町村)

区分	保険料 (税)の別	賦課 算定 方式	保険料(税)率															
			課税限度額 (千円)			所得割(%)			資産割(%)			均等割(円)			平等割(円)			
			H30	R01	R02	R03	H30	R01	R02	R03	H30	R01	R02	R03	H30	R01	R02	R03
京都府	料	○	190	190	190	190	2.83	2.83	2.83	-	-	-	8.870	8.870	8.870	6,000	6,000	6,000
福知山市	料	○	190	190	190	190	2.85	2.85	2.85	-	-	-	8,600	8,600	8,600	6,000	6,000	6,000
舞鶴市	料	○	190	190	190	190	2.74	2.82	3.05	-	-	-	7,300	7,300	7,600	8,000	8,000	8,300
綾部市	料	○	190	190	190	190	2.69	2.69	2.69	-	-	-	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	8,700
宇治市	料	○	190	190	190	190	2.75	2.75	2.89	-	-	-	9,100	9,100	9,100	9,100	9,100	9,500
宮津市	料	○	190	190	190	190	2.10	2.20	2.30	10.40	11.40	11.40	8,600	9,100	9,300	6,300	6,300	6,500
亀岡市	料	○	190	190	190	190	2.78	2.78	2.78	-	-	-	9,250	9,250	9,250	6,390	6,390	6,390
城陽市	料	○	190	190	190	190	2.87	2.83	2.83	-	-	-	7,820	7,740	7,740	8,900	8,670	8,670
向日市	料	○	190	190	190	190	2.40	2.60	2.60	-	-	-	9,830	10,600	10,560	7,200	7,200	7,600
長岡京市	料	○	190	190	190	190	2.30	2.30	2.30	-	-	-	9,200	9,200	9,200	6,600	6,600	6,600
八幡市	料	○	190	190	190	190	2.91	2.82	2.82	-	-	-	9,499	9,499	9,551	6,945	6,945	6,435
京田辺市	料	○	190	190	190	190	1.70	1.95	2.07	-	-	-	7,300	8,425	8,827	5,600	6,675	7,489
京丹後市	料	○	190	190	190	190	1.83	2.20	2.20	5.24	6.40	6.40	5,800	7,200	7,200	6,100	7,600	7,600
南丹市	料	○	190	190	190	190	2.83	2.83	2.83	-	-	-	9,500	10,100	10,100	5,900	6,100	6,100
木津川市	料	○	190	190	190	190	2.20	2.20	2.20	-	-	-	7,800	7,800	7,800	6,000	6,000	6,000
大山崎町	料	○	190	190	190	190	2.43	2.41	2.41	-	-	-	8,000	8,000	9,900	5,500	5,500	6,800
久御山町	料	○	190	190	190	190	2.42	2.42	2.42	-	-	-	10,351	10,351	10,351	8,088	8,088	8,088
井手町	料	○	190	190	190	190	2.10	2.10	2.10	6.00	6.00	6.00	7,800	7,800	7,800	7,200	7,200	7,200
宇治田原町	料	○	190	190	190	190	2.29	2.29	2.23	5.48	5.48	5.36	9,300	9,300	10,700	8,100	8,200	8,200
笠置町	料	○	190	190	190	190	3.00	3.00	3.00	-	-	-	7,700	7,700	7,700	7,500	7,500	7,500
和束町	料	○	190	190	190	190	2.20	2.20	2.20	8.00	8.00	8.00	8,000	8,000	8,000	7,800	7,800	9,000
精華町	料	○	190	190	190	190	2.45	2.45	2.45	-	-	-	9,000	9,000	9,000	7,000	7,000	7,000
南山城村	料	○	190	190	190	190	1.60	1.60	1.80	11.00	11.00	5.50	7,300	7,300	7,300	6,100	6,100	6,100
伊根町	料	○	190	190	190	190	2.70	2.90	2.90	-	-	-	7,500	8,300	8,300	7,800	8,800	8,300
京丹波町	料	○	190	190	190	190	1.70	1.70	1.70	8.40	8.40	8.40	6,600	6,600	6,600	5,100	5,100	5,100
与謝野町	料	○	190	190	190	190	2.10	2.10	2.10	10.90	10.90	12.70	8,300	8,300	8,300	6,400	6,400	6,900

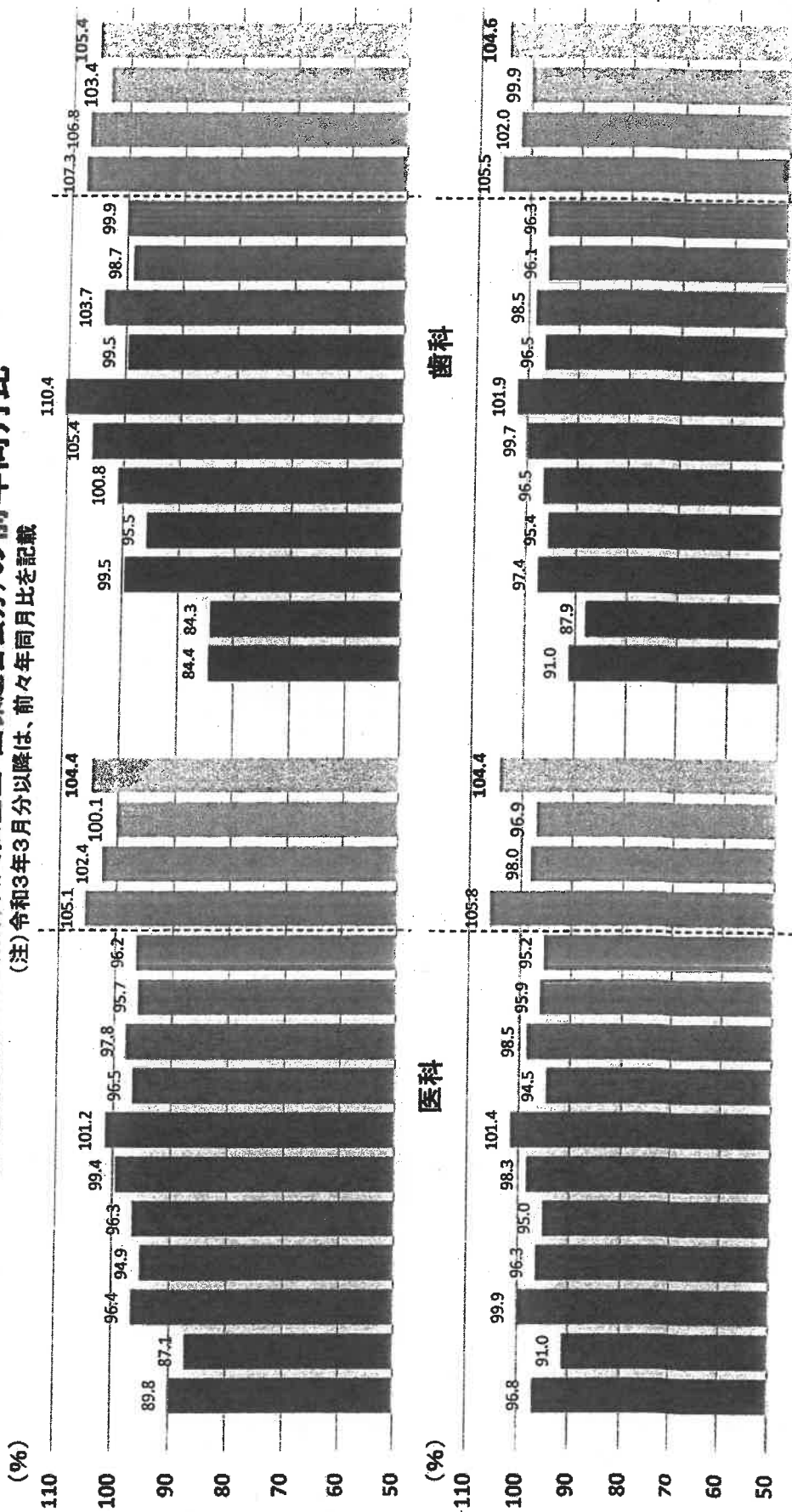
保険者別保険料(税)の賦課状況【介護分】(市町村)

区分	保険料(税)の別		賦課限度額(千円)						所得割(%)						資産割(%)						均等割(円)						平等割(円)					
	賦課		賦課限度額(千円)						所得割(%)						資産割(%)						均等割(円)						平等割(円)					
	料	税	R03	H30	R01	R02	R03	H30	R01	R02	R03	H30	R01	R02	R03	H30	R01	R02	R03	H30	R01	R02	R03	H30	R01	R02	R03	H30	R01	R02	R03	H30
京都府	○	-	3	160	160	170	170	2.53	2.53	2.53	2.53	-	-	-	-	9.410	9.410	9.410	9.410	9.410	9.410	9.410	4.750	4.750	4.750	4.750	4.750	4.750	4.750	4.750		
福知山市	○	-	3	160	160	170	170	2.38	2.38	2.38	2.38	-	-	-	-	9.200	9.200	9.200	9.200	9.200	9.200	9.200	4.600	4.600	4.600	4.600	4.600	4.600	4.600	4.600		
舞鶴市	○	-	3	160	160	170	170	2.66	2.66	2.73	3.21	-	-	-	-	8.600	8.600	8.800	9.900	9.900	9.900	8.800	6.800	6.800	6.800	6.800	6.800	6.800	7.200	8.600		
綾部市	○	-	3	160	160	170	170	3.04	3.04	3.04	3.04	-	-	-	-	10.500	10.500	10.500	10.500	10.500	10.500	10.500	5.400	5.400	5.400	5.400	5.400	5.400	5.400	5.400		
宇治市	○	-	3	160	160	170	170	2.67	2.67	2.67	2.87	-	-	-	-	10.900	10.900	10.900	11.800	11.800	11.800	10.900	5.500	5.500	5.500	5.500	5.500	5.500	5.500	5.900		
宮津市	○	○	4	160	160	170	170	1.70	1.90	2.20	2.00	12.40	14.60	15.80	13.90	8.900	10.400	11.100	11.300	11.300	11.300	11.300	4.600	5.500	5.500	5.500	5.500	5.500	5.500	5.500	5.700	
亀岡市	○	-	3	160	160	170	170	2.69	2.69	2.69	2.69	-	-	-	-	11.050	11.050	11,050	11,050	11,050	11,050	5.560	5.560	5.560	5.560	5.560	5.560	5.560	5.560	5.560		
城陽市	○	-	3	160	160	170	170	2.69	2.69	2.69	2.69	-	-	-	-	7.760	7.760	7.760	7.760	7.760	7.760	6.100	6.100	6.100	6.100	6.100	6.100	6.100	6.100	6.100		
向日市	○	-	3	160	160	170	170	2.10	2.20	2.40	2.70	-	-	-	-	9.950	10.430	11,870	11,400	11,400	11,400	5.780	6.100	6.100	6.100	6.100	6.100	6.100	6.100	6.100	6.400	
長岡京市	○	-	3	160	160	170	170	2.20	2.20	2.20	2.20	-	-	-	-	10.300	10.300	10,300	10,300	10,300	10,300	5.100	5.100	5.100	5.100	5.100	5.100	5.100	5.100	5.100		
八幡市	○	-	3	160	160	170	170	2.55	2.55	2.70	2.70	-	-	-	-	9.116	9,116	11,121	11,121	11,121	11,121	4.639	4.639	4.639	4.639	4.639	4.639	4.639	4.639	5.583		
京田辺市	○	○	3	160	160	170	170	1.90	1.95	2.04	2.07	-	-	-	-	8.800	9,491	9,944	6,507	6,507	6,507	4.900	5.322	5.322	5.322	5.322	5.322	5.322	5.322	10,059		
京丹後市	○	○	4	160	160	170	170	1.84	2.10	2.10	2.10	5.70	6.50	6.50	6.50	8.300	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	5.800	6.600	6.600	6.600	6.600	6.600	6.600	6.600	6.600		
南丹市	○	○	3	160	160	170	170	1.86	2.20	2.20	2.20	-	-	-	-	9.600	11,500	11,500	11,500	11,500	11,500	5.300	6.300	6.300	6.300	6.300	6.300	6.300	6.300	6.300		
木津川市	○	○	3	160	160	170	170	2.40	2.40	2.40	2.40	-	-	-	-	9.400	9,400	9,400	9,400	9,400	9,400	5.200	5.200	5.200	5.200	5.200	5.200	5.200	5.200	5,200		
大山崎町	○	○	3	160	160	170	170	2.27	2.27	2.49	2.49	-	-	-	-	9.300	9,300	11,400	11,400	11,400	11,400	4.600	4.600	4.600	4.600	4.600	4.600	4.600	4.600	4.600		
久御山町	○	○	3	160	160	170	170	1.86	1.86	1.86	1.86	-	-	-	-	9.420	9,420	9,420	9,420	9,420	9,420	7.618	7.618	7.618	7.618	7.618	7.618	7.618	7.618	7,618		
井手町	○	○	4	160	160	170	170	1.30	1.30	1.30	1.30	4.70	4.70	4.70	4.70	8.800	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	5.900	5.900	5.900	5.900	5.900	5.900	5.900	5.900	5,900		
宇治田原町	○	○	4	160	160	170	170	1.89	1.89	2.31	2.31	10.73	10.73	8.01	8.01	10.600	10,600	13,700	13,700	13,700	13,700	6.800	6.800	6.800	6.800	6.800	6.800	6.800	6.800	7,300		
笠置町	○	○	3	160	160	170	170	1.20	1.20	1.20	2.20	-	-	-	-	7.200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	4.100	4.100	4.100	4.100	4.100	4.100	4.100	4.100	4,100		
和束町	○	○	3	160	160	170	170	1.40	1.40	1.40	2.50	6.00	6.00	6.00	6.00	7.800	7,800	7,800	10,200	10,200	10,200	7.200	7.200	7.200	7.200	7.200	7.200	7.200	7.200	11,400		
精華町	○	○	3	160	160	170	170	2.20	2.20	2.20	2.20	-	-	-	-	9.500	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500	5.500	5.500	5.500	5.500	5.500	5.500	5.500	5.500	5,500		
南山城村	○	○	4	160	160	170	170	1.10	1.10	1.10	1.40	9.00	9.00	4.50	4.50	6.800	6,800	6,800	6,800	6,800	6,800	5.100	5.100	5.100	5.100	5.100	5.100	5.100	5.100	5,100		
伊根町	○	○	3	160	160	170	170	2.70	3.00	2.90	2.90	-	-	-	-	10.800	11,800	12,100	11,800	11,800	11,800	5.400	6.100	6.100	6.100	6.100	6.100	6.100	6.100	5,900		
京丹波町	○	○	4	160	160	170	170	1.70	1.70	1.70	1.70	8.40	8.40	8.40	8.40	7.200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	4.300	4.300	4.300	4.300	4.300	4.300	4.300	4.300	4,300		
与謝野町	○	○	4	160	160	170	170	1.60	1.80	1.80	1.80	11.80	15.00	15.00	15.00	10.200	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	5.600	6.400	6.400	6.400	6.400	6.400	6.400	6.400	6,400		

新型コロナウイルス感染症による医療機関の収入の変化② (診療種別別)

診療種別別総点数(支払基金・国保連合会分)の前年同月比

(注) 令和3年3月分以降は、前々年同月比を記載



調剤 (保険薬局)

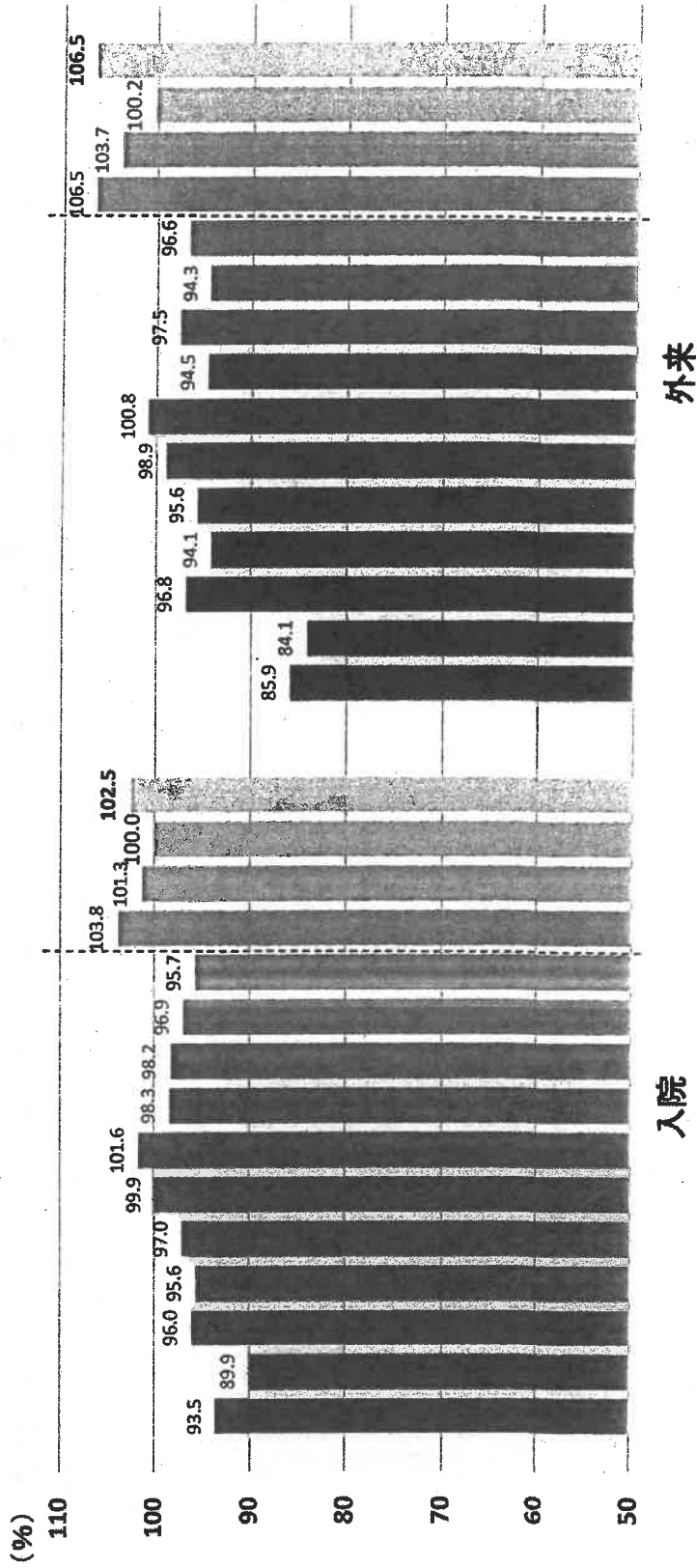
総計

■ 令和2年4月 ■ 5月 ■ 6月 ■ 7月 ■ 8月 ■ 9月 ■ 10月 ■ 11月 ■ 12月 ■ 令和3年1月 ■ 2月 ■ 3月 ■ 4月 ■ 5月 ■ 6月
 ※1 社会保険診療報酬支払基金ホームページの統計月報及び国民健康保険中央会ホームページの国保連合会審査支払業務統計によるレセプトの確定点数を基に、厚生労働省で前年同月比及び前々年同月比を機械的に算出。
 ※2 総計には、食事・生活療養費、訪問看護療養費が含まれる。

新型コロナウイルス感染症による医療機関の収入の変化③ (医科のうち入院・外来別)

医科のうち入院・外来別点数(支払基金・国保連合会分)の前年同月比

(注) 令和3年3月分以降は、前々年同月比を記載



■ 令和2年4月 ■ 5月 ■ 6月 ■ 7月 ■ 8月 ■ 9月 ■ 10月 ■ 11月 ■ 12月 ■ 令和3年1月 ■ 2月 ■ 3月 ■ 4月 ■ 5月 ■ 6月

※1 社会保険診療報酬支払基金ホームページの統計月報及び国民健康保険中央会ホームページの国保連合会審査支払業務統計によるレセプトの確定点数を基に、厚生労働省で前年同月比及び前々年同月比を機械的に算出。

①国民健康保険法

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

(略)

②国民健康保険法施行令

(国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)

第三条 法第十一条第一項に定める協議会(第五項において「都道府県協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。)第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。)を代表する委員をもつて組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。

(略)

5 都道府県協議会及び市町村協議会(次条及び第五条第一項において「協議会」という。)の委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第四条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

③京都府国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める条例

国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第3条第5項の規定による京都府国民健康保険運営協議会の委員の定数は、14人とする。

京都府国民健康保険運営協議会運営規程

(趣 旨)

第1条 京都府国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営については、法令に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(会 長)

第2条 協議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、第1項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。

(会 議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶 務)

第4条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(招集通知)

第5条 会長は、原則として、会議開催日10日前までに各委員に会議招集を通知するものとする。

(意見の聴取)

第6条 協議会は、調査審議のため必要があるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(開 議)

第7条 議長が会議を開こうとするときは、開議の旨を宣告しなければならない。

(発 言)

第8条 出席した委員又は第3条の委員以外の者（以下「出席者」という。）が発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

2 2人以上同時に発言を求めるときは、議長は、その中の1人を指定して発言させなければならない。この場合において、出席者は、発言の前後について異議を申し立てることはできない。

3 出席者が発言を求めたときは、議長は、ただちにこれを許可しなければならない。ただし、このため他の者の発言を中止させることはできない。

(退席要求)

第9条 議長は、第3条の委員以外の者の意見等が十分に述べられたと認められるときは、これらの者に対して、退席を求めることができる。

(討 論)

第10条 討論は、議題外にわたることができない。

2 討論が冗長にわたり、または不必要な議論と認めるときは、議長は制止することができる。

(議事)

第11条 議長は、討論の論旨が尽きたと認め、議事を決しようとするときは、その議題及び議事を決する旨を会議に宣告しなければならない。

2 前項の宣告後は、委員は、その議題について発言することができない。

3 議事の可否を表明する方法は、議長の指示による方法を用いるものとする。

(欠席)

第12条 委員が会議に出席することができないときは、開会時刻までに、その事由を議長に届け出なければならない。

2 前項の届出があったときは、議長は、これを会議に報告しなければならない。

(議事妨害)

第13条 出席者は、会議中私語、その他会議を妨げる言動をなし、若しくは不穏な言語を用い、又は他人の一身上にわたる発言をすることができない。

(議場整理)

第14条 議長は議場を整理する。

2 議場を整理するために議長が必要と認めるときは、議長は、当日の会議を中止し、又はこれを閉じることができる。

(会議録の作成)

第15条 会議を開催したときは、会議録を作成して、議長の指名した出席委員2人がこれに署名する。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(附則)

この規程は、平成30年11月28日から施行する。

附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、附属機関及び懇談会等の会議の公開に関し必要な事項を定めることにより、府政の透明性の一層の向上を図り、もって開かれた府政を推進することを目的とする。

2 対象とする会議

この指針の対象とする会議は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により設置された附属機関（以下「附属機関」という。）及び有識者の意見を聴く懇談会等（以下「懇談会等」という。）の会議とする。

3 会議の公開の基準

会議は、京都府情報公開条例（平成 13 年京都府条例第 1 号）第 6 条各号のいずれかに該当する情報について審議、意見聴取等を行う場合を除き、原則、公開するものとする。

4 公開又は非公開の決定等

(1) 会議の公開又は非公開は、3 の会議の公開の基準に基づき、附属機関にあっては当該附属機関が、懇談会等にあっては知事が決定するものとする。

(2) 附属機関又は知事は、会議を非公開とした場合には、その理由を京都府のホームページへの掲載や府民総合案内・相談センター及び府政情報コーナー（以下「センター等」という。）における閲覧などにより、明らかにするものとする。

5 会議開催の周知

附属機関又は知事は、会議を公開するに当たっては、原則として当該会議の開催日の 1 週間前までに、会議の概要を京都府のホームページに掲載するほか、当該概要を記載した書面をセンター等において閲覧に供すること等により、府民に周知するよう努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

6 公開の方法

(1) 附属機関又は知事は、会議を公開するときは、会場に傍聴席を設けるものとする。

(2) 附属機関又は知事は、会議の傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めるとともに、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続等を定めるものとする。

7 審議、意見聴取等の要旨の公開

(1) 附属機関又は知事は、公開した会議の審議、意見聴取等の要旨を閲覧に供するよう努めるものとする。

(2) 附属機関又は知事は、会議を非公開とした場合であっても、京都府情報公開条例第 6 条各号に掲げる情報に該当するものを除き、当該会議の審議、意見聴取等の要旨を(1)に準じて閲覧に供するよう努めるものとする。

8 施行期日

この指針は、平成 24 年 12 月 5 日から施行する。

附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する指針（平成 24 年 12 月 5 日 4 政第 190 号総務部長通知）6 の(2)の規定により、京都府国民健康保険運営協議会の会議を公開する場合の手続を次のとおり定める。

平成 29 年 6 月 12 日

京都府国民健康保険運営協議会

会長 井上 恒男

- 1 会議（京都府国民健康保険運営協議会規則（平成 29 年京都府規則第 7 号）第 5 条に規定する会議をいう。以下同じ。）は、これを公開して開催するものとする。ただし、公開することが適当でないと会長が認めるときは、この限りでない。
- 2 1 により会議を公開するときは、おおむね開催予定時刻の 30 分前までに、会場の入口その他の見やすい場所に傍聴の要領（以下「傍聴要領」という。）を掲示するものとする。この場合において、傍聴要領に記載すべき事項は、原則、別紙の内容によるものとし、会場の規模その他の事情に応じ、適宜、これに必要な修正を加えるものとする。
- 3 会議を傍聴する者は、傍聴要領に記載された事項を守らなければならない。

別紙

傍 聴 要 領

京都府国民健康保険運営協議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 本日、 時 分から開催する京都府国民健康保険運営協議会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、係員の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行いますが、定員（本日は、10名）に達したときは、受付を終了します。

2 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、事前に京都府国民健康保険運営協議会の会長が認めたときは、この限りでない。
- (6) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、2に掲げる事項を守るほか、係員の指示に従ってください。なお、御不明な点があれば、係員にお聞きください。
- (2) 傍聴者が以上のことを守られない場合には、退場していただくことがあります。
- (3) 会議の秩序の維持ができなくなった場合及び緊急に公開することができない事項を取り扱う必要が生じた場合には、会議を途中で非公開とする場合があります。